平成２４年（フ）第５６０３号
大阪市東住吉区湯里４丁目３番22―102号、前住所大阪府和泉市伯太町３丁目13番274号
債務者　青山　員郭
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６４１号
大阪市中央区瓦屋町２丁目18番１号　メゾンブランシュ301号
債務者　赤﨑　　修
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６６８号
大阪市旭区清水５丁目10番５号　ディモーレ清水402号、前住所大阪市北区山崎町５番10号
債務者　溝部美奈子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６９７号
大阪市平野区瓜破東２丁目１―19―105、住民票上の住所大阪市平野区瓜破東２丁目１番16―502号　利見修造方
債務者　橘　　悦子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９１２号
大阪府枚方市藤阪東町３丁目８番５―106号
債務者　久保教室こと　久保　　均
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９１３号
大阪府枚方市藤阪東町３丁目８番５―106号
債務者　久保　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９２９号
大阪府門真市北巣本町31番２号　カメリヤハイツ103号
債務者　渡邊　千秋
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０１４号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目12番30―201号、前住所大阪府豊中市庄内宝町３丁目２番22―201号
債務者　津田　　了（旧姓大下）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１３４号
大阪市住吉区苅田４丁目11番18号
債務者　松井裕美子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４８号
大阪市城東区野江１丁目２番15号　407
債務者　田畑　和広
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５０号
大阪市平野区西脇１丁目３番３号　ヴァベール西脇103
債務者　玉利　敏雄
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５３号
大阪府吹田市千里山東２丁目６番Ｃ―403号
債務者　西村知惠美
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１８７号
大阪府豊中市上野東１丁目28番12号
債務者　三崎　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８号
北海道苫小牧市三光町２丁目５番９号　リサージュ201
債務者　長南　靖彦
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１８６６号
名古屋市千種区千代が丘１番110―402号　千代が丘団地
債務者　阪井　邦賢
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９３０号
愛知県愛西市大野山町郷東59番地
債務者　樺木野マリ子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０８５号
名古屋市天白区植田南３丁目805番地　ユニーブル植田702号
債務者　坂口　修一
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部